

調整給付金の対象になる方

<モデルケース②>

令和6年度分 個人住民税(所得割)

定額減税可能額
(1万円×3人=30,000円)

税額
8,000円

定額減税しきれない額①
(30,000円－8,000円
=22,000円)

令和6年分推計所得税

(令和5年分所得税額による推計所得税額)

定額減税可能額
(3万円×3人=90,000円)

定額減税しきれない額②
※所得税0円の場合
(90,000円－0円=90,000円)

定額減税しきれない額(①+②)は112,000円

調整給付金額は1万円単位に切り上げた**120,000円**となります。

※所得税が0円であっても、住民税(所得割)が課税されている場合は、調整給付金の対象となります。